



様式 2-1 (第 7 条第 1 項関係)

監 査 報 告 (定期・隨時監査用)

定款第 20 条及び監事監査実施規程に基づき行った監査の結果は、下記のとおりです。

記

1 監査日 令和元年 11 月 19. 21. 26 日 9:00 ~ 15:00

2 監査の種別 定期監査

3 監査実施者 宅和保信 三浦義和

4 監査の方法及び内容 上半期の事業報告書、資金収支計算書の監査

5 監査意見

監査の結果、概ね適正と認められました。

なお、監査報告附属資料に記載した要検討事項については、その検討結果を報告して下さい。

6 附属資料

定期監査報告附属資料

令和元年 12 月 3 日

監 事 宅 和 保 信
監 事 三 浦 義 和



社会福祉法人弥栄福祉会 定期監査報告附属資料

(令和元年12月9日：理事会)

法人本部

(現状) 上半期の事業報告書は作成されてないが、理事会（5月28日、9月27日）で議論された事項について検討中。

①弥栄苑補佐が配置されている。この人事の趣旨（背景・理由、目的等）を職員に周知するなど人事の効果が発揮できるよう本部のフォローをお願いしたい。

②寄付金領収書について備考（※印）に記載されている税に関する説明文が脱字のためか意味不明であるので訂正・修正すること。

③インターネット購入について、会計規程に記載する必要があれば、規程に追加するなど適切な会計処理に努めること。

④内部監査が未実施であるので、内部監査体制を整備し早急に実施すること。

⑤稟議書（物品購入伺書）と挙証資料（見積書）の日付の不整合があった。また決裁日や施行日、議事録の日付の記入漏れが確認された。書類日付の正確性が文書全体の有効性に影響を及ぼしかねないので、適切な文書処理、特に日付漏れ等がないように留意して欲しい。

弥栄苑

(現状) 弥栄診療所の医師が嘱託医に配置され、施設内の「かかりつけ医」の役割が充実してきている。

入退所の空床期間の改善が見られる。

労働基準監督署の実地指導を受け、労働安全衛生活動が評価され島根労働局奨励賞の受賞となる。

①嘱託医、診療所との協力・連携が密となり健康管理、医療面のサポート体制が強化している。看取り、ターミナルケアなど利用者の思い（尊厳）と提供可能なサービスとの狭間で生じる問題などに医療・看護・介護、ケアマネなどの職種がワンチームとなって取り組めるようなマネージメント体制を期待したい。

②入退所間空床の短縮化は改善されつつある。今後も理事会への状況報告を行う取り組みで改善点の掘り起こしを行なって欲しい。

③職員宿舎の活用促進を図ること。

通所介護事業所（弥栄ディサービスセンター）

(現状) 利用者数は低迷、それに伴う職員の動き（業務態度）は従前と変わらない様子。新たな取り組みが出てこない。利用者からの苦情や要望も特にない。

①経営改善計画を職員全体で協議（真摯な話し合い）し、立案することが立て直しの起点と思われる。

訪問介護事業所（弥栄ヘルパーひだまり）

(現状) 職員の高齢化と確保（マンパワー不足が懸念される）が課題。

ディ職員との一元化が検討されている。（業務の効率化）

ケアプランやさか

(現状) 新任ケアマネの教育・指導（研修）、主任ケアマネの育成（実務経験5年）

などスキルアップの強化に取り組むなど計画作成等の居宅支援サービスの質向上に努力している。

①報酬に直結しない公益事業を主に担当、地域福祉ネットに参加（法人代表の役割）、高齢者サロン、地域のボランティア活動などとの地域連携などの業務に従事している。この活動は、弥栄福祉会（法人全体）で取り組むという体制が望ましいが、先ずは現状の業務量を適切にカウントし人員や財源の配分について検討して欲しい。又、ケアマネージャーという専門職の活用と活動の場を広げていくことが、弥栄自治区における弥栄福祉会の役割である社会福祉事業の発展につながると考える。

寿光苑

(現状) 事業計画と実績が適切にチェックされ、次の目標設定へとマネージメントされている。入所率もほぼ100%で安定的な経営状況である。浜田市など措置機関との連携、情報収集等が空床日数を減らし、経営の安定維持するうえで重要なっている。